資料 2-2

船橋市 Funabashi City

令和７年度第１回船橋市子ども・子育て会議

（仮称）船橋市こども計画（案）

健康福祉局　こども家庭部　こども政策課

第 1 章

計画の策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨

我が国では、少子化の進行に歯止めがかからない状況となっており、厚生労働省が発表した令和６年（２０２４年）の人口動態統計によると、日本の合計特殊出生率（１人の女性が生涯に産むこどもの平均数）は１．１５まで低下し、年間出生数は６８６，０６１人と、明治３２年（１８９９年）に統計を取り始めて以降、初めて７０万人を下回りました。

その要因として、若い世代の不安定な雇用環境、所得低下、結婚観の変化、仕事と子育てとの両立に対する負担感や子育てに関する不安感、経済的負担等が影響を及ぼしていると考えられます。

こどもや子育て家庭を取り巻く環境においては、児童相談所における虐待相談対応件数が過去最多となる等、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化してきています。

また、世帯の経済的な困窮がこども世代に影響を及ぼす「貧困の連鎖」が社会の大きな課題になる等、こどもや子育て家庭を取り巻く環境はより一層厳しいものとなっています。

そのような状況の中、国では、令和５年（２０２３年）４月１日に「こども家庭庁」を発足させ、これまで複数の省庁が担っていた、少子化対策や子育て支援、いじめ等のこどもを取り巻く課題に対し、一元的に取り組む体制を整備しました。

あわせて、「こども家庭庁」の発足と同時に、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として「こども基本法」が成立しました。同法は、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の指針にのっとり、全てのこども・若者が、将来にわたって身体的・精神的・社会的に幸せな状態で生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども施策を総合的に推進することを目的としています。

さらに、同年１２月には「こども基本法」に基づき、政府全体のこども施策の基本的な方針等を定める「こども大綱」を閣議決定しました。

「こども大綱」では、こども・若者、子育て当事者の視点や意見を尊重し、こども・若者の権利の保障、ライフステージごとに切れ目のない支援を目指すこと、貧困と格差の解消、若い世代の生活基盤の安定化等の基本的な方針を掲げ、こども施策を関係機関と連携して総合的に推進することとしています。

このような背景を踏まえ、本市では、令和７年度（２０２５年度）に策定した「第３期船橋市子ども・子育て支援事業計画　第５次船橋市ひとり親家庭等自立促進計画　船橋市こどもの貧困の解消に向けた対策についての計画」（以下「第３期計画等」という。）を拡充し、こども・若者、子育て支援の一層の推進を図るための一体的な計画として「船橋市こども計画」（以下「本計画」という。）を策定することとしました。

【参考】こども・若者、子育て当事者等を取り巻く主な法令等

法令・大綱等	内容
少子化社会対策基本法 （平成１５年９月１日施行） 「少子化社会対策大綱」を策定	結婚、妊娠、出産、こども・子育てに温かい社会の実現
次世代育成支援対策推進法 （平成１７年４月１日施行）	次代の社会を担うこどもが健やかに生まれ、育成される環境の整備を図る　※令和１７年３月３１日まで再延長
子ども・若者育成支援推進法 （平成２２年４月１日施行） 子供・若者育成支援推進大綱 「子ども・若者ビジョン」を策定	全てのこども・若者が自らの居場所を得て成長・活躍できる社会を目指す
子どもの貧困対策の推進に関する法律 （平成２６年１月１７日施行） 「子供の貧困対策に関する大綱」を策定	貧困により、こどもが適切な養育及び医療を受けられないこと、こどもが多様な体験の機会を得られないこと、その他のこどもがその権利利益を害され、社会から孤立することのないようにする　※令和６年６月「こどもの貧困解消対策の推進に関する法律」に改定
子ども・子育て支援法 （平成２７年４月１日施行）	教育・保育施設の量と質の確保、地域の子育て支援の充実

こどもを権利の主体として位置づけ、その権利を保障する総合的な法律として「こども基本法」が施行されました。

こども基本法
こども施策に関する大綱（こども大綱）<こども基本法第９条に規定> ・こども施策を総合的に推進するために、基本的な方針、重要事項等を定めるもの ・これまで別々に作られてきた「少子化社会対策大綱」、「子供・若者育成支援推進大綱」、「子供の貧困対策に関する大綱」が束ねられ、「こども大綱」として一元化
こども計画の策定<こども基本法第１０条に規定> ・国の大綱を勘案した都道府県こども計画・市町村こども計画の作成が努力義務とされる ・こども計画は、既存の各法令に基づく「子ども・若者計画」、「子どもの貧困対策計画」、「子ども・子育て支援事業計画」、「次世代育成支援行動計画」の都道府県計画・市町村計画と一体のものとして作成することができる
こども等の意見の反映<こども基本法第１１条に規定> ・こどもや子育て当事者等の意見を反映すること、聴取した意見が施策に反映されているかについて、フィードバックすることや広く社会に発信していくこと等が求められている

2 計画の位置づけ

（1）法的位置づけ

本計画は、こども基本法第１０条第２項に基づく「市町村こども計画」として位置づけます。

こども基本法　抜粋

（基本理念）

第三条　こども施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

一　全てのこどもについて、個人として尊重され、その基本的人権が保障されるとともに、差別的取扱いを受けることがないようにすること。

二　全てのこどもについて、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され保護されること、その健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法（平成十八年法律第百二十号）の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること。

三　全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること。

四　全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること。

五　こどもの養育については、家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、これらの者に対してこどもの養育に関し十分な支援を行うとともに、家庭での養育が困難なこどもにはできる限り家庭と同様の養育環境を確保することにより、こどもが心身ともに健やかに育成されるようにすること。

六　家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境を整備すること。

（こども施策に関する大綱）

第九条　政府は、こども施策を総合的に推進するため、こども施策に関する大綱（以下「こども大綱」という。）を定めなければならない。

２　こども大綱は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一　こども施策に関する基本的な方針

二　こども施策に関する重要事項

三　前二号に掲げるもののほか、こども施策を推進するために必要な事項

３　こども大綱は、次に掲げる事項を含むものでなければならない。

一　少子化社会対策基本法第七条第一項に規定する総合的かつ長期的な少子化に対処するための施策

二　子ども・若者育成支援推進法第八条第二項各号に掲げる事項

三　こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第九条第二項各号に掲げる事項

４　こども大綱に定めるこども施策については、原則として、当該こども施策の具体的な目標及びその達成の期間を定めるものとする。

５　内閣総理大臣は、こども大綱の案につき閣議の決定を求めなければならない。

６　内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、こども大綱を公表しなければならない。

７　前二項の規定は、こども大綱の変更について準用する。

（都道府県こども計画等）

第十条

２　市町村は、こども大綱（都道府県こども計画が定められているときは、こども大綱及び都道府県こども計画）を勘案して、当該市町村におけるこども施策についての計画（以下この条において「市町村こども計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

（こども施策に対するこども等の意見の反映）

第十一条　国及び地方公共団体は、こども施策を策定し、実施し、及び評価するに当たっては、当該こども施策の対象となるこども又はこどもを養育する者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

（２）ＳＤＧｓとの関係性

平成２７年（２０１５年）９月の国連サミットにおいて、先進国を含む国際社会全体の開発目標としてＳＤＧｓが採択されました。ＳＤＧｓは、令和１２年（２０３０年）までに世界中で達成すべき事柄として掲げられており、「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、１７の目標と、達成するための具体的な１６９のターゲットから構成されています。

本計画においては、ＳＤＧｓの趣旨を踏まえて、各施策を進めていきます。

（３）計画体系における位置づけ

本計画の策定に当たっては、「船橋市総合計画」を最上位計画とするとともに、「船橋市地域福祉計画」や「船橋市障害者施策に関する計画」、「船橋市障害福祉計画及び船橋市障害児福祉計画」、「船橋市教育振興基本計画」等と整合を図りながら策定するものです。

また、本計画は、「第３期計画等」を一部参照しつつ、その内容を含むものです。

年　度									
令和２	令和３	令和４	令和５	令和６	**令和７**	**令和８**	**令和９**	**令和10**	**令和11**
2020	2021	2022	2023	2024	**2025**	**2026**	**2027**	**2028**	**2029**

船橋市総合計画 基本構想 （H12～Ｒ３）	第３次船橋市総合計画 基本構想（Ｒ４～13）								
船橋市総合計画後期 基本計画 （H24～Ｒ３）	第３次船橋市総合計画 基本計画（Ｒ４～13）								
第３次船橋市 地域福祉計画 （H27～Ｒ３）	第４次船橋市地域福祉計画（Ｒ４～８）					【仮称】第５次船橋市 地域福祉計画			
第２期船橋市子ども・子育て支援事業計画 （Ｒ２～６）					**第３期 計画等※ （Ｒ７～）**	**船橋市こども計画 （Ｒ８～R11）**			
第４次船橋市ひとり親家庭等自立促進計画 （Ｒ２～６）									
第３次船橋市障害者 施策に関する計画 （H27～Ｒ３）	第４次船橋市障害者施策に関する計画（Ｒ４～８）					【仮称】第５次船橋市障害者 施策に関する計画			
第５期船橋市障害福祉計画及び第１期船橋市障害児福祉計画 （H30～Ｒ２）	第６期船橋市障害福祉計画及び第２期船橋市障害児福祉計画 （Ｒ３～５）				第７期船橋市障害福祉計画及び第３期船橋市障害児福祉計画 （Ｒ６～８）		【仮称】第８期船橋市障害福祉計画及び第４期船橋市障害児福祉計画		
船橋の教育 2020　－船橋市教育振興基本計画－ 教育振興ビジョン（Ｒ２～11）									
船橋の教育 2020　－船橋市教育振興基本計画－ 前期基本計画（Ｒ２～６）					船橋の教育 2020　－船橋市教育振興基本計画－ 後期基本計画（Ｒ７～11）				

※第３期計画等　＝　第３期船橋市子ども・子育て支援事業計画
第５次船橋市ひとり親家庭等自立促進計画
船橋市こどもの貧困の解消に向けた対策についての計画

3 計画の対象

本計画は、こども・若者、子育てをしている保護者や子育て支援に関わる関係機関・団体等を対象とします。

また、こども・若者の年齢の範囲については、原則として０歳から概ね３０歳未満までとします。

4 計画策定に向けたアンケート調査の概要

（１）こども・若者意識調査の実施

① 調査対象

船橋市全域・市内在住又は在勤・在学している満１５～３９歳のこども及び若者。

② 調査期間

令和７年（２０２５年）２月１５日（土曜日）～令和７年（２０２５年）３月９日（日曜日）

③ 調査方法

ＷＥＢアンケートによる実施。

④ 回収状況

有効回答数７１４件

（２）こども計画策定に係る事業所調査の実施

① 調査対象

市内の事業所、市内で事業を営む事業所。

② 調査期間

令和７年（２０２５年）３月１５日（土曜日）～令和７年（２０２５年）５月２１日（水曜日）

③ 調査方法

ＷＥＢアンケートによる実施。

④ 回収状況

有効回答数１１７件

第２章

こども・若者・子育て家庭を取り巻く状況

1 船橋市の現状

（１）総人口の推移

① 総人口（年齢３区分）

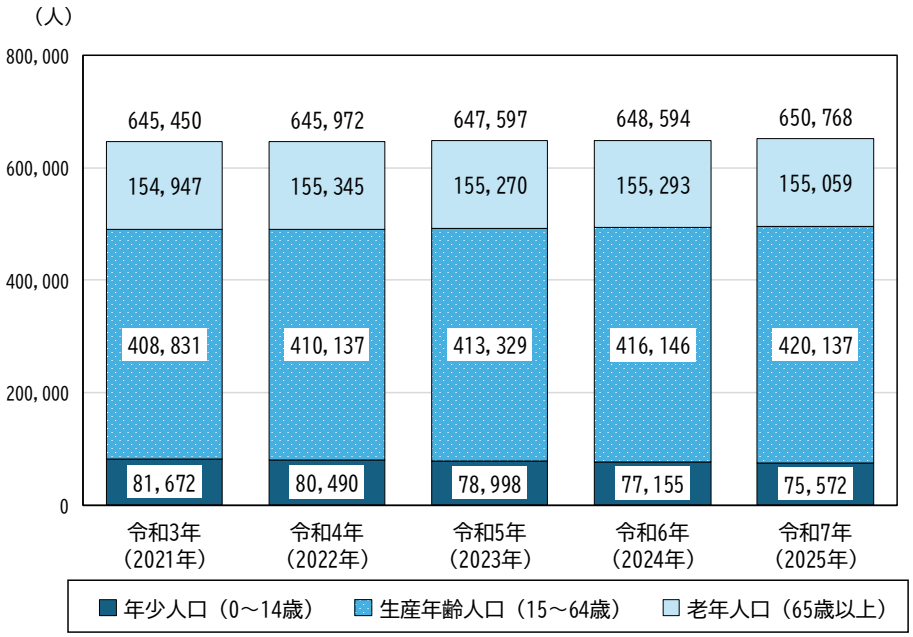

資料：住民基本台帳（各年４月１日）

本市の人口は令和３年（２０２１年）から増加を続け、令和７年（２０２５年）には６５０，７６８人となっています。

また、年齢３区分別人口構成の推移をみると、老年人口（６５歳以上）はほぼ横ばいであるのに対し、生産年齢人口（１５～６４歳）は年々増加しています。

一方で年少人口（０～１４歳）は年々減少し、令和７年（２０２５年）には７５，５７２人となっています。

（２）こども・若者の人口の推移

①　就学前児童（０～５歳）

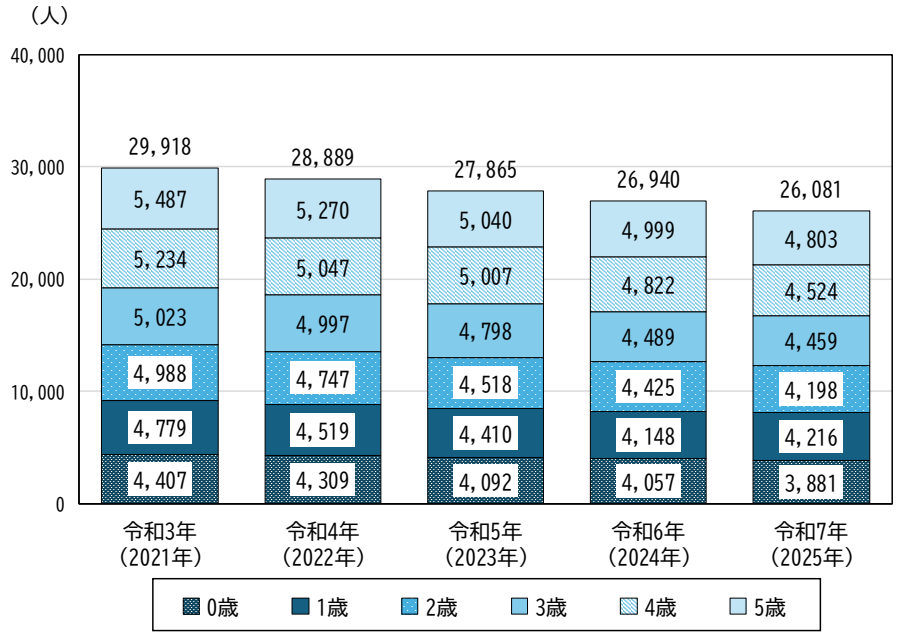

資料：住民基本台帳（各年４月１日）

本市の０歳～５歳のこども人口は令和３年（２０２１年）以降減少を続け、令和７年（２０２５年）には２６，０８１人となっています。

②　就学児童（６～１１歳）

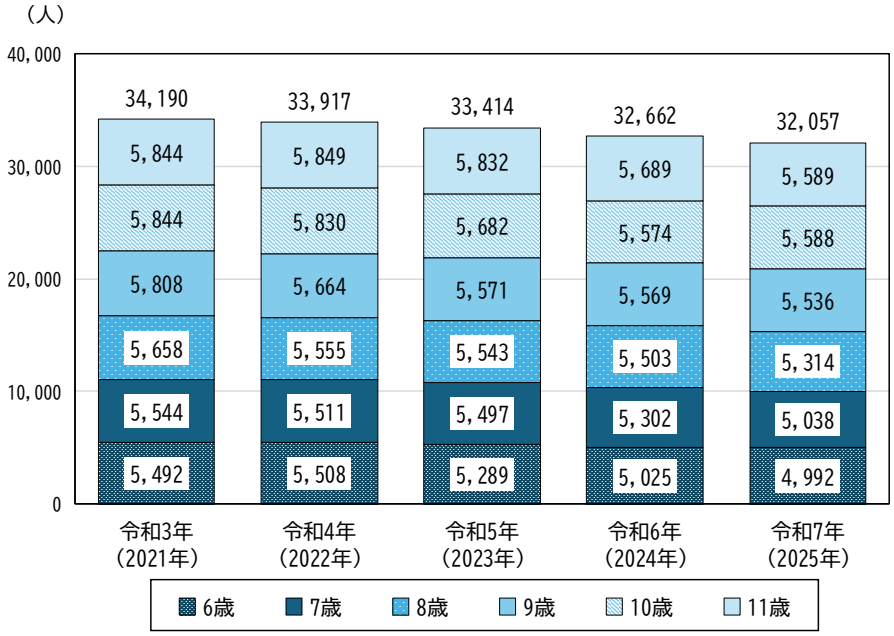

資料：住民基本台帳（各年４月１日）

本市の６歳～１１歳のこども人口は就学前児童と同様に減少を続け、令和７年（２０２５年）には３２，０５７人となっています。

③　こども・若者（１２歳～２９歳）

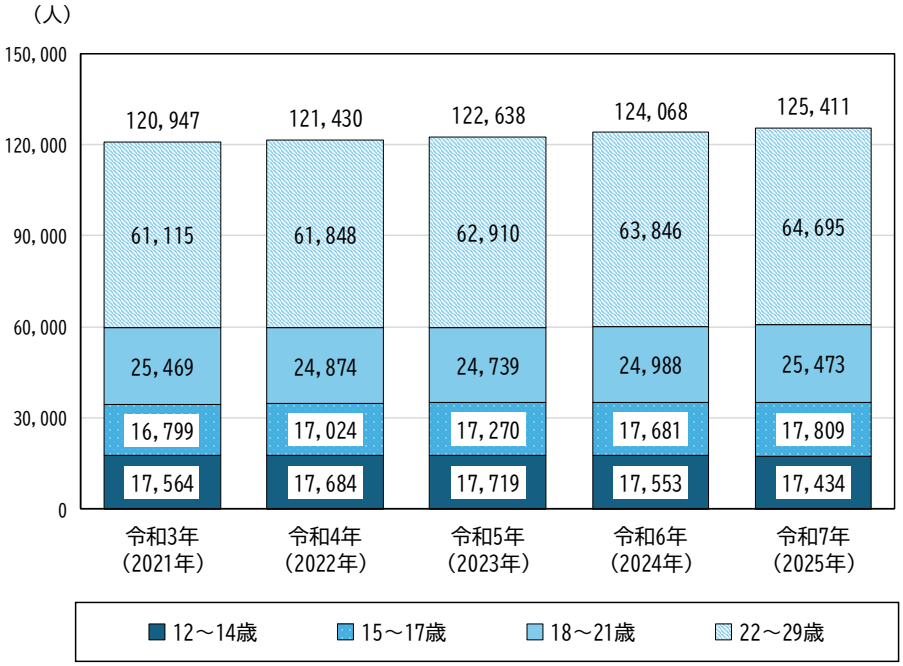

資料：住民基本台帳（各年４月１日）

本市の１２歳～２９歳のこども・若者人口は令和４年（２０２２年）以降増加を続け、令和７年（２０２５年）には１２５，４１１人となっています。

（３）出生数の推移

①　合計特殊出生率

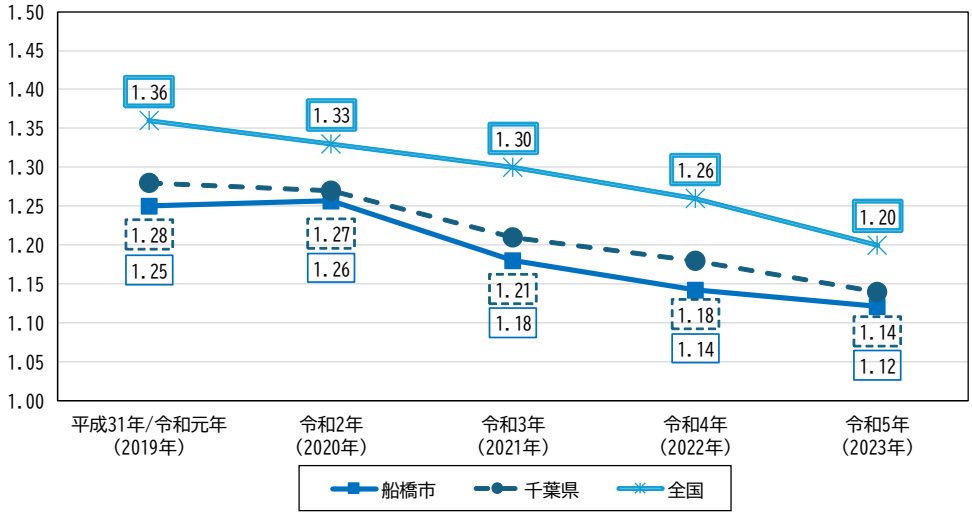

資料：千葉県　合計特殊出生率の推移市町村別

合計特殊出生率は、１５～４９歳の女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性が一生の間に産むこどもの数の平均を表しています。本市の合計特殊出生率は令和２年（２０２０年）以降減少傾向にあり、令和５年（２０２３年）には１．１２と全国・千葉県の数値を下回っています。

②　出生数・出生率

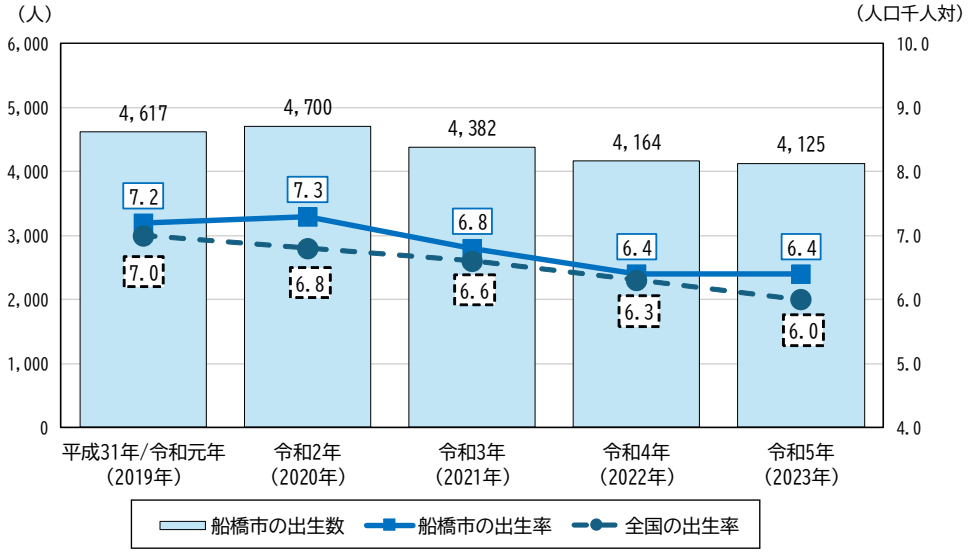

資料：千葉県　出生数・出生率の推移市町村別

出生率は、人口１，０００人あたりの１年間の出生児数の割合です。本市の出生数は令和２年（２０２０年）以降減少が続き、令和５年（２０２３年）には４，１２５人となっています。出生率も減少傾向にありますが、全国の数値をわずかに上回っています。

（４）婚姻率・離婚率の推移

①　婚姻率

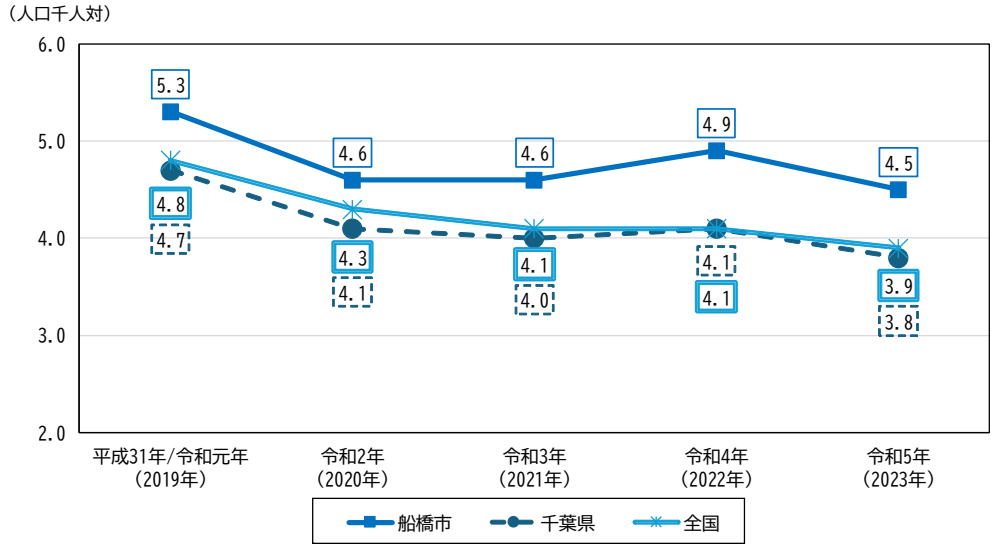

資料：千葉県 婚姻率の推移市町村別

本市の婚姻率の推移をみると、令和４年（２０２２年）に増加に転じたものの減少傾向にあり、令和５年（２０２３年）には４．５となりましたが、いずれの年も全国・千葉県の数値を上回っています。

②　離婚率

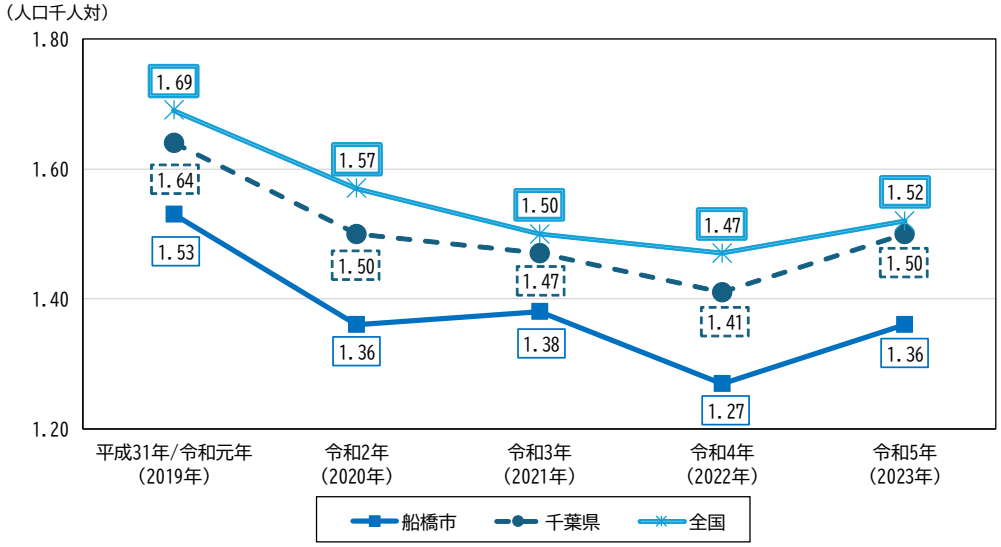

資料：千葉県 離婚率の推移市町村別

本市の離婚率の推移をみると、増減を繰り返しながら推移しており、令和５年（２０２３年）には１．３６となっています。全国・千葉県もおおむね同様の傾向がみられますが、本市はそれらの数値を下回っています。

2 こども・若者の意識

（１）あなたの気持ちや相談相手について

①　現在の幸福感

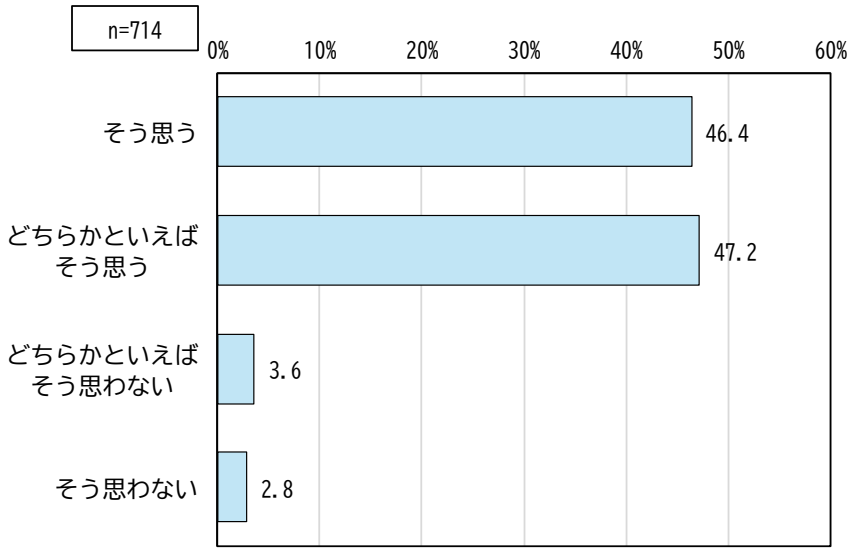

現在の幸福感については、「どちらかといえばそう思う」が４７．２％で最も多く、次いで「そう思う」が４６．４％、「どちらかといえばそう思わない」が３．６％となっています。

②　困ったときに相談したり、悩みを話せる方の有無

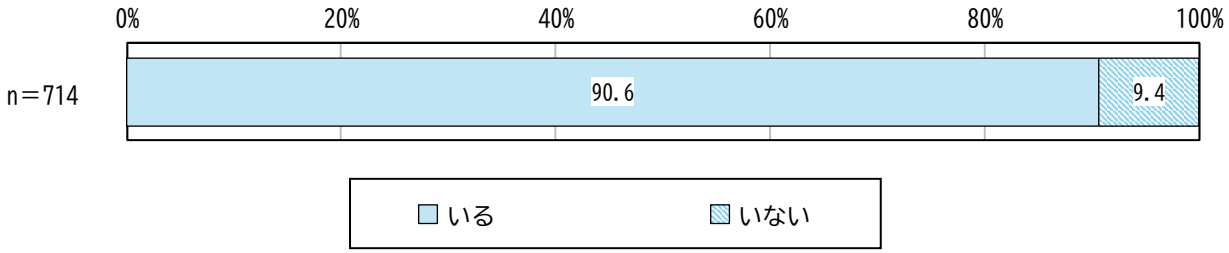

困ったときに相談したり、悩みを話せる方については、「いる」が９０．６％、「いない」が９．４％となっています。

③　相談窓口の利用の有無

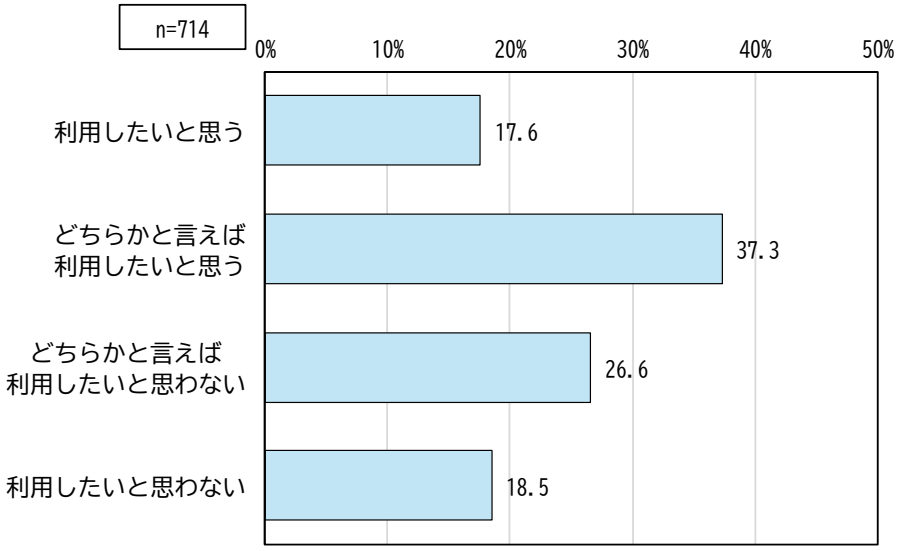

相談窓口の利用の有無については、「どちらかと言えば利用したいと思う」が３７．３％で最も多く、次いで「どちらかと言えば利用したいと思わない」が２６．６％、「利用したいと思わない」が１８．５％となっています。

第３章

計画の基本的な考え方

1 基本理念

「全てのこども・若者・子育て家庭の笑顔が輝くまち・ふなばし」をめざして

本計画は、『「全てのこども・若者・子育て家庭の笑顔が輝くまち・ふなばし」をめざして』を基本理念とします。

地域全体でこども・若者や子育て家庭への理解を深めて支援し、保護者が喜びや生きがいを感じながら安全で安心して子育てができる環境を整えるとともに、全てのこども・若者が心豊かに育ち、身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができるまちをめざします。

こども・若者は社会の一員であり、まちの未来の担い手です。その未来が輝くものであるためには、今を生きるこども・若者一人ひとりの権利が等しく尊重されながら、伸び伸びと育ち、毎日が笑顔にあふれ、将来の夢が育まれるものでなければなりません。

その実現のために、市民と行政が一体となって、こども・若者と子育て家庭を支援していきます。

2 基本方針

基本理念に沿った施策を推進するための基本方針を「こども・若者」「親・家庭」「地域・社会」の３つの視点から以下のとおり設定します。

基本理念

「全てのこども・若者・子育て家庭の笑顔が輝くまち・ふなばし」をめざして

基本方針

基本方針１ こども・若者	次代を担うこども・若者一人ひとりが夢と希望を持って、心豊かに育つことのできるまちをめざします。	こども・若者が健やかで心豊かに成長していくには、一人ひとりのこども・若者の権利が等しく尊重され、将来にわたって幸福な生活を送ることのできる環境を整備することが必要です。 本市では、全てのこども・若者が瞳を輝かせながら成長することができる環境を整えます。
基本方針２ 親・家庭	保護者一人ひとりが、喜びや生きがいを感じながら、子育てのできるまちをめざします。	保護者が子育てに不安や負担、孤立感を感じることなく、喜びや生きがいを感じながら安心して子育てを行うことができるよう、全ての子育て家庭に適切な支援を行うことが必要です。 本市では、行政や関係機関が連携して、妊娠・出産期から子育て期にわたって、切れ目なく子育て家庭を支援し、子育てを支える体制を整えます。
基本方針３ 地域・社会	地域や社会を構成する一人ひとりが、こども・若者や子育て家庭への理解を深め、お互いに支え合えるまちをめざします。	こども・若者の健やかな成長を実現するには、子育て家庭だけではなく、地域、事業者、行政等、社会全体で、こども・若者の育ちや社会への参画、保護者の子育てを理解し、支え合うことが必要です。 本市では、子育て支援事業の充実を図るとともに、行政のほか地域、事業者等の支援によって、こどもを産み育てやすく、こども・若者が自分らしく生き生きと生活し、健やかに育つことのできる環境づくりを進めます。

3 基本施策

庁内策定委員会にて案を作成し、
10 月の子ども・子育て会議にて説明予定。

第 4 章

施策の展開

庁内策定委員会にて案を作成し、
10 月の子ども・子育て会議にて説明予定。

第５章

計画の推進

1 計画の進行管理

本計画の適切な進行管理を進めるために、毎年度、計画に掲げた施策の実施状況について点検・評価を行い、その結果を「船橋市子ども・子育て会議」にて報告し、公表します。

2 計画の推進とともに対応を検討する事項

教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業について、算定した量の見込みが実績値と比較し大きく乖離する場合は、実際の利用状況や実績値の推移の傾向等を把握したうえで、必要に応じて見直しを行います。

また、就学前児童人口の減少等により、教育・保育施設や地域型保育事業において需要量が低下し、特定の地域で供給過剰となった場合又は供給過剰となることが見込まれる場合には、教育・保育施設等の認可を行わないことや定員を引き下げること等によって供給量の適正化を図ることを、必要に応じて検討します。

3 こども・若者の意見聴取

こども基本法においては、こどもに関する施策を策定、実施、評価するに当たり、施策の対象となるこども等の意見を幅広く聴取して反映させるために必要な措置を講ずることが、国や地方自治体に義務付けられています。

本計画の推進に当たっても、こども・若者が安心して意見を表明できる機会を設け、その意見が施策に反映されるよう、意見聴取における手法などを検討しつつ、配慮や工夫に努めます。

資料編

用語解説、計画策定の体制と経過

1 用語解説

パブリック・コメント実施までに作成予定

2 計画策定の体制と経過

（1）船橋市子ども・子育て会議での審議

本計画の策定に当たり、こどもの保護者や子育て支援に関する関係機関・団体の代表者、学識経験者などからなる「船橋市子ども・子育て会議」を設置し、こども施策に関する課題や今後の方向性を審議しました。

（2）船橋市こども計画策定委員会

本市の庁内に、計画の原案を作成する組織として、健康福祉局長、こども家庭部長及び関係各課長による「船橋市こども計画策定委員会」を設置しました。

また、策定委員会には、原案作成を円滑に進めるため、策定委員の推薦を受けた職員による策定部会を設置しました。

（3）パブリック・コメントの実施

令和　年（　年）　月　日（　）に本計画案を公表し、同日から令和　年（　年）　月　日（　）までを期間として、意見募集（パブリック・コメント）を実施しました。

（４）船橋市子ども・子育て会議条例

平成２５年６月１７日
条例第２５号
改正 令和５年３月２８日条例第７号

（設置）
第１条　子ども・子育て支援法（平成２４年法律第６５号。以下「法」という。）第７２条第１項の規定に基づき、船橋市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。
（令５条例７・一部改正）

（所掌事務）
第２条　子ども・子育て会議は、法第７２条第１項各号に掲げる事務その他これらに関連する事務を処理する。
（令５条例７・一部改正）

（組織）
第３条　子ども・子育て会議は、委員２０人以内で組織する。
２　子ども・子育て会議に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

（委員等の任命）
第４条　委員は、法第６条第２項に規定する保護者、法第７条第１項に規定する子ども・子育て支援（以下「子ども・子育て支援」という。）に関する事業に従事する者、子ども・子育て支援に関し学識経験のある者その他市長が必要と認める者のうちから、市長が任命する。
２　専門委員は、当該専門の事項に関し学識経験のある者のうちから、市長が任命する。

（任期）
第５条　委員の任期は、２年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
２　委員は、再任されることができる。
３　専門委員の任期は、２年を超えない範囲で、その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査が終了するときまでとする。

（会長及び副会長）
第６条　子ども・子育て会議に、会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。
２　会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

３　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（部会）

第７条　子ども・子育て会議は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

２　部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。

３　部会に、部会長を置き、当該部会に属する委員の互選により定める。

４　部会長は、当該部会の事務を掌理する。

５　部会長に事故があるときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

６　子ども・子育て会議は、その定めるところにより、部会の会議の議決をもって子ども・子育て会議の会議（以下「会議」という。）の議決とすることができる。

（会議）

第８条　会議は、会長が招集し、その議長となる。ただし、会長が互選される前に招集される会議は、市長が招集する。

２　子ども・子育て会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

３　会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

４　前３項の規定は、部会の会議及び議事について準用する。この場合において、第１項中「会長」とあるのは「部会長」と、同項ただし書中「市長」とあるのは「会長」と、第２項中「子ども・子育て会議」とあるのは「部会」と読み替えるものとする。

（資料提出の要求等）

第９条　子ども・子育て会議又は部会は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係者に対し、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

（委任）

第１０条　この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（令和５年３月２８日条例第７号）

この条例は、令和５年４月１日から施行する。

（5）船橋市子ども・子育て会議委員名簿

計画策定時点の情報で作成予定

（６）船橋市こども計画策定委員会設置要綱

（設置）

第１条　こども基本法（令和４年法律第７７号）第１０条第２項に規定する（仮称）船橋市こども計画の原案を作成するため、船橋市こども計画策定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（組織）

第２条　委員会は、別表に掲げる者（以下「委員」という。）をもって組織する。

（委員長及び副委員長）

第３条　委員会に委員長及び副委員長を置く。

２　委員長はこども家庭部長を、副委員長はこども政策課長をもって充てる。

３　委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

４　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第４条　委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

２　委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

（策定部会）

第５条　委員会に、原案の作成を円滑に行うために、策定部会を置く。

２　策定部会は、委員の推薦を受けた者のうちから委員長が指名する者（以下「部会員」という。）をもって組織する。

３　策定部会に部会長を置き、部会長は、こども政策課長をもって充てる。

４　前条の規定は、策定部会の会議について準用する。この場合において、同条中「委員会」とあるのは「策定部会」と、「委員長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

（庶務）

第６条　委員会の庶務は、健康福祉局こども家庭部こども政策課において処理する。

（補則）

第７条　この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員長が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、令和７年４月２２日から施行する。

（この要綱の失効）

２　この要綱は、令和８年３月３１日限り、その効力を失う。

（7）策定経過

計画策定時点の情報で作成予定